

台風により被災された方へ

町では、台風により被災された方を対象に、左記のとおり雑損控除（簡易な計算に限る）の申告相談を行います。

相談を受けられる方

資産の修理費等の支払いが済んでおり、保険金などによって補てんされる金額が確定している方
 ※修理費等が済んでいない方や補てん金額が確定していない方は、東金税務

署へご相談ください。

手続きに必要な書類等

詳しくは、広報よこしばひかり1月号9ページの「台風15号・19号及び豪雨により被災された方へ」の記事下段に掲載した《共通事項》をご覧ください。

問 税務課住民税班

☎(84)1212

東金税務署

☎0475(52)3121

みなさんの疑問にお答えします！

税務署職員による相談

台風により被災された方を対象とした雑損控除の申告相談です。ぜひ、ご利用ください。

① 2/28 金 ② 3/6 金

③ 3/13 金

時間 午前9時～正午
午後1時～4時

ところ 文化会館集會室



雑損控除・軽減免除の計算方法

	所得税法(雑損控除) ※所得税・住民税に適用	災害減免法(所得税の軽減免除) ※所得税のみ適用								
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産(注1)	住宅または家財の損失額(注2)が、その価額の2分の1以上である場合								
控除額の計算または所得税及び復興特別所得税の軽減額	次のうち、いずれか大きい金額を控除 ① 損失額(注2) - 所得金額の10% ② 損失額(注2)のうち災害関連支出の額(注3) - 5万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>その年分の所得金額</th> <th>所得税及び復興特別所得税の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減									
所得要件	なし	総所得金額1,000万円以下								

(注1) 棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産(別荘や競走馬、資産1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とうなど)は、雑損控除の対象になりません。

(注2) 損失額とは、損害額(その資産が損害を受けたときの直前の時価を基にした損害額)と災害関連支出の額から損害保険契約で支払われる保険金や見舞金などの補てん額を差し引いた金額のこと。

(注3) 災害関連支出の額とは、被害を受けた住宅や家財などの取壊し・除去・原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用のこと。

(注4) 雑損控除と軽減免除を重複して受けることはできません。

雑損控除の計算例

損害額40万円 災害関連支出の額20万円 保険による補てん額16万円 所得金額380万円

①による計算

損失額(損害額+災害関連支出の額-保険による補てん額)-(所得金額×10%)
 (40万円+20万円-16万円)-(380万円×10%)=6万円

②による計算

損失額のうち災害関連支出額の額-5万円
 20万円-5万円=15万円

計算の結果

①6万円 < ②15万円



15万円が雑損控除額となります